

第1回 介護福祉士養成大学連絡協議会
関東ブロック部会学習会

改正介護福祉士法
「喀痰吸引等の行為」の概要

講師：平林勝政先生
(國學院大学大學法科大学院特任教授)

主催：介護福祉士養成大学連絡協議会 関東ブロック部会
日時：2011年8月2日(火曜日) 15時～17時
場所：目白大学 10号館 9階 10901号室

日程

14:30~15:00 受付

15:00~ 開会

平林勝政先生『社会福祉士及び介護福祉士法の

平成 23 年改正を読み解く』

16:20~16:30 休憩

16:30~17:00 質疑応答

17:00 閉会

資料目次

社会福祉士及び介護福祉士法の平成 23 年改正を読み解く	001
介護サービス基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案の概要	010
介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度について	011
社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）抄	012
社会福祉士及び介護福祉士法 ^の 一部改正に伴う経過措置 第十二条	020
シルバー新報 2011 年 6 月 10 日記事『改正介護福祉士法案に異議あり』	024
介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方について 中間まとめ	025
衆議院厚生労働委員会 平成二十三年五月二十七日 介護サービス基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案に対する付帯決議	034
参議院厚生労働委員会 平成二十三年六月十四日 介護サービス基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案に対する付帯決議	036
介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会 第 9 回資料 3	038
同検討会第 9 回資料 日本看護協会常任理事斎藤訓子委員提出資料	047

社会福祉士及び介護福祉士法の平成 23 年改正を読み解く

國學院大學法科大学院 特任教授 平林 勝政

平成 23 年 4 月 5 日、第 177 回国会に、政府（厚生労働省所掌）から「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」¹⁾が提出され、6 月 22 日に平成 23 年法律 72 号として成立した。本法律は、「高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される『地域包括ケアシステム』の実現に向けた取組を進める」ものとして位置づけられている²⁾。その具体的内容として、①医療と介護の連携の強化等、②介護人材の確保とサービスの質の向上、③高齢者の住まいの整備等、④認知症対策の推進、⑤保険者による主体的な取組の推進、⑥保険料の上昇の緩和という 6 つの柱が掲げられている。

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律 30 号）の改正は、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律 72 号）の第 5 条に規定されているが、これは、「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会」の「中間まとめ」（平成 22 年 12 月 13 日）を受け、上記 6 つの柱のうちの②「介護人材の確保とサービスの質の向上」の一環として、「介護福祉士や一定の教育を受けた介護職員等によるたんの吸引等の実施を可能」にするものである。

以下、社会福祉士及び介護福祉士法の主要な改正点について、「中間まとめ」と対比させながら、読み解いていくこととする。

1. 介護福祉士の「介護」業務概念の変更？

【中間まとめ】

1 はじめに

- 介護職員等によるたんの吸引等の取扱いについては、介護現場におけるニーズ等も踏まえ、これまで、当面のやむを得ない措置として、在宅・特別養護老人ホーム・特別支援学校において、介護職員等がたんの吸引等のうちの一定の行為を実施することが一定の要件の下に運用によって認められてきた。
- しかしながら、こうした運用による対応（実質的違法性阻却）については、そもそも法律において位置付けるべきではないか、グループホーム・有料老人ホームや障害者施設等においては対応できていないのではないかと、在宅でもホームヘルパーの業務として位置付けるべきではないか等の課題が指摘されている。
- こうしたことから、当検討会は、介護現場等において、たんの吸引等が必要な者に対して、必要なケアをより安全に提供し、利用者と介護職員等の双方にとって安心できる仕組みとして、介護職員等によるたんの吸引等の実施のための法制度や教育・研修の在り方について検討を行い、制度の在り方についての基本的な考え方とその骨子についてとりまとめた。
- また、教育・研修や安全確保措置の具体的内容等については、本年 10 月から「試行事業」が実施されていることから、その結果について評価と検証を行い、さらに検討を進めるこ

1) 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案案文・理由
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/dl/177-6c.pdf>（平成 23 年 5 月 1 日現在）

2) 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案の概要
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/dl/177-6a.pdf>（平成 23 年 5 月 1 日現在）

なお、本法律案の提出理由は、「高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の新たなサービス類型の創設、保険料率の増加の抑制のための財政安定化基金の取崩し、介護福祉士等による喀痰吸引等の実施等の措置を講ずる必要がある」ためとしている。

よって、本法律案は、その概要で示された「地域包括ケアシステムの実現」に向けた具体的施策の一部と解される。

ととしている。

(本検討会における検討)

- 以上のような経緯を踏まえ、本検討会は、本年7月から検討を開始し、本年8月9日の第4回検討会までの議論を踏まえて、「試行事業」を実施することが合意され、同年10月から、合計8団体の協力を得て、介護職員等によるたんの吸引等の試行事業が実施されているところである。
- なお、本年11月17日の第5回検討会においては、「今後の介護人材養成の在り方に関する検討会」から、「今後養成される介護福祉士には、その本来業務として、たんの吸引等を実施することが求められる」との意見が提出され、この内容も踏まえて、議論を行ったところである。

介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度について（骨子）

2 たんの吸引等を実施できる介護職員等の範囲

(1) 介護福祉士

- 介護の専門職である介護福祉士が、その業務としてたんの吸引等を行うことができるようにし、養成カリキュラムに基本研修及び実地研修を含むたんの吸引等に関する内容を追加する。

(定義)

第2条 (略)

- 2 この法律において「介護福祉士」とは、第42条第1項の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護（喀痰吸引その他のその者が日常生活を営むのに必要な行為であつて、医師の指示の下に行われるもの（厚生労働省令で定めるものに限る。以下「喀痰吸引等」という。）を含む。）を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うこと（以下「介護等」という。）を業とする者をいう。

* 厚生労働省令で定める「喀痰吸引等」

- ・ たんの吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）
- ・ 経管栄養（胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養）

* 介護福祉士の教育カリキュラム（新カリキュラム）

（※平成28年1月の国家試験受験予定者のカリキュラムから適用）

- ・ 基本研修（講義50時間＋各行為の演習）を養成課程において実施
 - ※ 養成課程の介護実習において、可能な限りたんの吸引及び経管栄養に関する見学・実地研修を行うよう配慮
- ・ 登録実施機関において実地研修を実施
 - ※ 実地研修を受けていない行為を行ってはならない。
 - なお、資格取得前に実地研修を修了している場合には、資格取得後の実地研修は不要。

2. たんの吸引は「医行為」であることの確認

【中間まとめ】

- 今回の検討に当たっては、「医行為」に関する現行の法規制・法解釈について、その基本的な考え方の変更を行うような議論は、本検討会の役割を超えるものであり、また、可能な限り速やかに結論を得る必要があるとの認識の下に、本検討会の議論においては、現時点における医事法制上の整理を前提として議論を進めることとした。
- なお、この点については、口腔内（咽頭の手前）のたんの吸引など一定の行為については、ある程度の研修を受ければ、技術的には医師、看護師等でなくても実施できると考えられることを考慮し、こうした一定の行為については「医行為ではない行為」と整理した上で研修を行うような仕組みとする方が現実的なのではないか、との意見があった。
- 一方、安全性の確保という観点からは、医療的なコントロールの下に行われることが重要

- であるほか、医事法制上は、安全性を確保するための教育・研修を義務付ける必要がある行為を「医行為ではない行為」と整理することはできないのではないかと意見があった。
- こうした状況を踏まえると、現時点において、現行の取扱いを変更することは困難であるが、今後の課題として、試行事業の検証結果等も踏まえ、対応を検討する必要がある。

(保健師助産師看護師法との関係)

第48条の2 介護福祉士は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第31条第1項及び第32条の規定にかかわらず、診療の補助として喀痰吸引等を行うことを業とすることができる。

- 2 前項の規定は、第42条第2項において準用する第32条第2項の規定により介護福祉士の名称の使用の停止を命ぜられている者については、適用しない。

* 保健師助産師看護師法

第5条 この法律において「看護師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう。

第6条 この法律において「准看護師」とは、都道府県知事の免許を受けて、医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて、前条に規定することを行うことを業とする者をいう。

第31条 看護師でない者は、第5条に規定する業をしてはならない。ただし、医師法又は歯科医師法の規定に基づいて行う場合は、この限りでない。

2 略

第32条 准看護師でない者は、第6条に規定する業をしてはならない。ただし、医師法又は歯科医師法の規定に基づいて行う場合は、この限りでない。

3. たんの吸引を業務とするものの登録の必要性

【中間まとめ】

3 基本的な考え方

(制度の在り方)

- 介護の現場等におけるたんの吸引等のニーズや実態を踏まえ、必要な人に必要なサービスを安全かつ速やかに提供することを基本とすべきである。
- 介護職員等によるたんの吸引等については、介護サービス事業者等の業務として実施することができるよう位置付け、現在の実質的違法性阻却論に伴う介護職員等の不安や法的な不安定を解消することを目指す。

(喀痰吸引等業務の登録)

第48条の3 自らの事業又はその一環として、喀痰吸引等（介護福祉士が行うものに限る。）の業務（以下「喀痰吸引等業務」という。）を行おうとする者は、その事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録（以下この章において「登録」という。）を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 事業所の名称及び所在地
- (3) 喀痰吸引等業務開始の予定年月日
- (4) その他厚生労働省令で定める事項

4. 医師・看護師ととの連携の必要性等と医療機関での介護職によるたんの吸引の除外

【中間まとめ】

【別添】介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度について（骨子）

（医師・看護職員との連携等）

- 介護職員等によるたんの吸引等の実施については、医師・看護職員との適切な連携・協働の下に行われることが必要である。

（医療機関の取扱い）

- 医療機関の取扱いについては、今回の制度化の趣旨が、介護現場等におけるたんの吸引等のニーズに対し、看護職員のみでは十分なケアが実現できないという現実の課題に対応した措置であることから、所定の看護職員が配置されているなど介護職員によるたんの吸引等を積極的に認める必要はないとの考え方にに基づき、実地研修を除き、対象外と位置付けたところである。

（登録基準）

第48条の5 都道府県知事は、第48条の3第2項の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、登録をしなければならない。

- （1）医師、看護師その他の医療関係者との連携が確保されているものとして厚生労働省令で定める基準に適合していること。
- （2）喀痰吸引等の実施に関する記録が整備されていることその他喀痰吸引等を安全かつ適正に実施するために必要な措置として厚生労働省令で定める措置が講じられていること。
- （3）医師、看護師その他の医療関係者による喀痰吸引等の実施のための体制が充実しているため介護福祉士が喀痰吸引等を行う必要性が乏しいものとして厚生労働省令で定める場合に該当しないこと。

2 登録は、登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- （1）登録年月日及び登録番号
- （2）第48条の3第2項各号に掲げる事項

* 厚生労働省令で定める「登録実施機関の要件」

○ 医療関係者との連携に関する事項

- ・ 介護職員によるたんの吸引等が可能かどうかについての医師の文書による指示
- ・ 介護職員と看護職員等との間での連携体制の確保・適切な役割分担
- ※ 心身の状況に関する情報の共有等。
施設の場合は、配置医や配置看護師等の関与を業務方法書等により担保。
在宅の場合は、介護職員から看護職員への日常的な連絡・相談・報告等についての取り決めの文書化など、在宅医療機関や訪問看護事業所との連携体制を構築。試行事業の内容を踏まえたマニュアルをそれぞれの類型に応じて整備する。
- ・ 緊急時に適切に対応できる体制 ※状態が急変した場合の医師等への連絡体制の整備等
- ・ 個々の対象者の状況に応じ、たんの吸引等の実施内容等を記載した計画書を作成
- ・ たんの吸引等の実施状況を記載した報告書の作成と医師への提出
- ・ 業務の手順等を記載した業務方法書の作成 ※ 試行事業の内容を踏まえたマニュアルの整備

○ その他の安全確保措置等

- ・ たんの吸引等に関する記録が整備されていること
- ・ 医療関係者を含む委員会の設置その他の安全確保のための体制の確保（ヒヤリ・ハット事例の蓄積及び分析体制を含む。）
※ 施設においては、施設長の下に医療関係者を含めた委員会を設置。在宅の場合には、利用者毎に医療関係者を含めた定期的なケア・カンファレンスを実施するなど、訪問看護ステーション等との連携による安全確保体制の整備。ヒヤリ・ハットの報告事例及び報告様式を作成。
- ・ 必要な備品等の確保
- ・ 器具の衛生的な管理等の感染症予防の措置
- ・ 計画書の内容についての本人や家族への説明と同意、業務上知り得た秘密の保持
- ・ 実地研修未実施の介護福祉士に対する実地研修の実施
※ 実地研修を受けていない行為を介護福祉士に行わせてはならない
- ・ 各事業所の業務に応じた実践的な研修の実施
- ・ 都道府県による指導等

5. 介護福祉士以外の介護職（ヘルパー）がたんの吸引をするための要件

【中間まとめ】

- 介護職員等によるたんの吸引等については、介護サービス事業者等の業務として実施することができるよう位置付け、現在の実質的違法性阻却論に伴う介護職員等の不安や法的な不安定を解消することを目指す。
- その際、現在の実質的違法性阻却論による運用の下で行われていることができなくなるなど、不利益な変更が生じないように十分に配慮することが必要である。

【別添】介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度について（骨子）

3 たんの吸引等に関する教育・研修

(1) たんの吸引等に関する教育・研修を行う機関

- 既に介護福祉士の資格を取得している者や介護福祉士以外の介護職員等に対してたんの吸引等に関する教育・研修を行う機関を特定するとともに、教育・研修の内容や指導を行う者等に関する基準を設定し、その遵守について指導監督を行う仕組みを設ける。

附 則

(認定特定行為業務従事者に係る特例)

- 第3条 介護の業務に従事する者（介護福祉士を除く。次条第2項において同じ。）のうち、同条第1項の認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けている者（以下「認定特定行為業務従事者」という。）は、当分の間、保健師助産師看護師法第31条第1項及び第32条の規定にかかわらず、診療の補助として、医師の指示の下に、特定行為（喀痰吸引等のうち当該認定特定行為業務従事者が修了した次条第2項に規定する喀痰吸引等研修の課程に応じて厚生労働省令で定める行為をいう。以下同じ。）を行うことを業とすることができる。ただし、次条第4項の規定により特定行為の業務の停止を命ぜられている者については、この限りでない。
- 2 認定特定行為業務従事者は、特定行為の業務を行うに当たっては、医師、看護師その他の医療関係者との連携を保たなければならない。

↓<読み下すと以下の通り>

(認定特定行為業務従事者に係る特例)

- 第3条 介護福祉士を除く介護の業務に従事する者（たとえば、ヘルパー）のうち、4条第1項の認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けている者（「認定特定行為業務従事者」）は、当分の間、（介護福祉士と同様に）保健師助産師看護師法第31条第1項及び第32条の規定にかかわらず、診療の補助として、医師の指示の下に、特定行為（喀痰吸引等のうち当該認定特定行為業務従事者が修了した4条第2項に規定する喀痰吸引等研修の課程に応じて厚生労働省令で定める行為をいう。以下同じ。）を行うことを業とすることができる。ただし、4条第4項の規定により特定行為の業務の停止を命ぜられている者（すなわち、（1）成年被後見人又は被保佐人、（2）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者、（3）この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者、（4）虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた者又は介護福祉士の信用を傷つけるような行為若しくはその業務に関して知り得た人の秘密を漏らしたことにより介護福祉士の登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者）は、診療の補助として、特定行為を

行うことを業とすることができない。

- 2 認定特定行為業務従事者は、特定行為の業務を行うに当たっては、医師、看護師その他の医療関係者との連携を保たなければならない。

第4条 認定特定行為業務従事者認定証は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事が交付する。

- 2 認定特定行為業務従事者認定証は、介護の業務に従事する者に対して認定特定行為業務従事者となるのに必要な知識及び技能を修得させるため、都道府県知事又はその登録を受けた者（以下「登録研修機関」という。）が行う研修（以下「喀痰吸引等研修」という。）の課程を修了したと都道府県知事が認定した者でなければ、その交付を受けることができない。

3 以下 略

* 登録研修機関の要件

○ 研修機関の登録要件・研修の実施方法

- ・ たんの吸引等に関する法律制度及び実務に関する科目について研修を行うこと
 - ※ 基本研修（講義・演習）及び実地研修。具体的なカリキュラムについては、試行事業を踏まえて設定。
- ・ たんの吸引等の実務について、医師、看護師等が講師となること
- ・ 医師の指示の下、看護師等の指導の下に所定の回数以上の実地研修を行うこと
- ・ 研修を受ける者の数に対し十分な数の講師を確保していること
- ・ 研修に必要な器具等を確保していること
- ・ 研修の安全管理体制等を定めた業務規程を定めること
 - ※ 研修の場所・実施方法・安全管理体制・料金・受付方法・業務上知り得た秘密の保持・業務に関する書類の保存等
- ・ 研修の各段階毎に習得の程度を審査すること
 - ※ 筆記試験及びプロセス評価
- ・ 他の種類の研修等により知識・技能を修得している者には研修の一部を免除できること
 - ※ 研修類型（2）を修了した者が研修類型（1）を受講する場合や経過措置により一部の行為の実施が認められている者
- ・ 都道府県に対する研修の実施状況の定期的な報告
- ・ 研修修了者に関する帳簿の作成及び保存
- ・ 都道府県による指導等

* 認定特定行為業務の研修カリキュラム

※ 介護職員の業務の必要性に応じ、以下の3類型を設ける。

- (1) たんの吸引及び経管栄養について、対象となる行為のすべてを行う類型
 - ・ 基本研修（講義50時間＋各行為の演習）と対象行為すべての実地研修を実施
- (2) たんの吸引（口腔内及び鼻腔内のみ）及び経管栄養（胃ろう及び腸ろうのみ）を行う類型
 - ※ 気管カニューレ内のたんの吸引と経鼻経管栄養を除いたもの
 - ・ 基本研修（講義50時間＋各行為の演習）と実地研修（気管カニューレ内のたんの吸引と経鼻経管栄養を除く。）を実施
- (3) 特定の利用者に対して行う実地研修を重視した類型
 - ※ 対象となる行為のうち研修を実施した行為について実施可能
 - ・ 基本研修（重度訪問介護従事者養成研修と併せて行う場合20.5時間。たんの吸引等のみの研修の場合9時間。）と特定の者に対する必要な行為についての実地研修を実施

6. 施行期日

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成23年法律72号)

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下、略)

7. すでに介護福祉士の資格を有しているものへの対応策

【中間まとめ】

3 たんの吸引等に関する教育・研修

(1) たんの吸引等に関する教育・研修を行う機関

- 既に介護福祉士の資格を取得している者や介護福祉士以外の介護職員等に対してたんの吸引等に関する教育・研修を行う機関を特定するとともに、教育・研修の内容や指導を行う者等に関する基準を設定し、その遵守について指導監督を行う仕組みを設ける。

(社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴う経過措置)

第12条 平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間においては、第5条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（以下「新社会福祉士及び介護福祉士法」という。）第2条第2項中「介護（喀痰吸引その他のその者が日常生活を営むのに必要な行為であつて、医師の指示の下に行われるもの（厚生労働省令で定めるものに限る。以下「喀痰吸引等」という。）を含む。）」とあるのは「介護」と、新社会福祉士及び介護福祉士法第3条第3号中「社会福祉又は保健医療」とあるのは「社会福祉」と、新社会福祉士及び介護福祉士法附則第3条第1項中「介護の業務に従事する者（介護福祉士を除く。次条第2項において同じ。）」とあるのは「介護の業務に従事する者」と、「同条第1項」とあるのは「次条第1項」と、「喀痰吸引等の」とあるのは「喀痰吸引その他の身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者が日常生活を営むのに必要な行為であつて、医師の指示の下に行われるもの（厚生労働省令で定めるものに限る。附則第8条第1項第1号及び第2号において「喀痰吸引等」という。）の」とする。

2 新社会福祉士及び介護福祉士法第48条の2第1項及び第48条の3第1項の規定は、平成27年3月31日までは、適用しない。

↓<読み下すと以下の通り>

第12条 平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間においては、(たんの吸引等を含む新新カリキュラムによる卒業生がでない³⁾、) 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律第5条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（以下「新社会福祉士及び介護福祉士法」という。）の次の条項については、なお、改正前の現行法の規定のままとする。

第2条第2項中「介護（喀痰吸引その他のその者が日常生活を営むのに必要な行為であつて、医師の指示の下に行われるもの（厚生労働省令で定めるものに限る。以下「喀痰吸引等」という。）を含む。）」→「介護」、

第3条第3号中「社会福祉又は保健医療」→「社会福祉」

3) 新新カリキュラムが施行されるのは、24年4月、したがって、それに基づく最初の介護福祉士の試験が行われるのは、28年1月ということになるので、27年3月までに新新カリキュラムに基づく試験は行われない。

附則第3条第1項中「介護の業務に従事する者（介護福祉士を除く。次条第2項において同じ。）」→「介護の業務に従事する者」（この間は介護福祉士も含まれることになる）
「同条第1項」→「次条第1項」

「喀痰吸引等の」→「喀痰吸引その他の身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者が日常生活を営むのに必要な行為であつて、医師の指示の下に行われるもの（厚生労働省令で定めるものに限る。附則第8条第1項第1号及び第2号において「喀痰吸引等」という。）の」

- 2 新社会福祉士及び介護福祉士法第48条の2第1項及び第48条の3第1項の規定は、平成27年3月31日までは、たんの吸引をすることのできる介護福祉士がないので適用しない。

第13条 平成27年4月1日に介護福祉士の登録を受けている者及び同日に介護福祉士となる資格を有する者であつて同日以後に介護福祉士の登録を受けたもの（以下この条において「特定登録者」という。）については、新社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項、第3条（第3号に係る部分に限る。）及び第48条の2第1項の規定は適用せず、第5条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項及び第3条（第3号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

- 2 特定登録者は、平成27年4月1日から平成37年3月31日までの間に申請をした場合には、前項の規定にかかわらず、新社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項、第3条（第3号に係る部分に限る。）及び第48条の2第1項の規定を適用する。
- 3 前項の申請をしようとする特定登録者は、その申請に先立って厚生労働大臣が指定する研修の課程（次項及び第5項において「指定研修課程」という。）を修了しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、第2項の規定による申請を受けたときは、遅滞なく、当該特定登録者に係る介護福祉士登録簿に指定研修課程を修了した旨の付記をしなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、前項の規定により介護福祉士登録簿に付記をしたときは、当該申請者に、その者が指定研修課程を修了した旨の付記をした介護福祉士登録証（次項において「特定登録証」という。）を交付しなければならない。
- 6 前項の規定により特定登録証の交付を受けた特定登録者は、遅滞なく、現に交付を受けている介護福祉士登録証を厚生労働大臣に返還しなければならない。
- 7 前各項に規定するもののほか、特定登録者に係る研修その他前各項の規定の施行に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。
- 8 特定登録者に対する第六条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律第3条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（次条第3項において「改正後の社会福祉士及び介護福祉士法」という。）附則第10条第1項の規定の適用については、同項中「介護福祉士」とあるのは、「介護福祉士（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）附則第13条第1項に規定する特定登録者であつて、同条第3項に規定する指定研修課程を修了していないものを除く。）」とする。

↓<読み下すと以下の通り>

第13条 旧カリキュラム又は新カリキュラムによって平成27年4月1日にすでに介護福祉士の登録を受けている者及び同日に旧カリキュラム又は新カリキュラムによって介護福祉士となる資格を有する者であつて同日以後に介護福祉士の登録を受けたもの（以

下この条において「特定登録者」という。)については、新社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項、第3条(第3号に係る部分に限る。)及び第48条の2第1項の規定は適用せず、第5条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項及び第3条(第3号に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。

- 2及び3 特定登録者は、平成27年4月1日から平成37年3月31日までの間に、予め、厚生労働大臣が指定するたんの吸引等の研修の課程(次項及び第5項において「指定研修課程」という。)を修了した上で申請をした場合には、前項の規定にかかわらず、新社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項、第3条(第3号に係る部分に限る。)及び第48条の2第1項の規定を適用する。
- 4 厚生労働大臣は、第2項の規定による申請を受けたときは、遅滞なく、当該特定登録者に係る介護福祉士登録簿に指定研修課程を修了した旨の付記をしなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、前項の規定により介護福祉士登録簿に付記をしたときは、当該申請者に、その者が指定研修課程を修了した旨の付記をした介護福祉士登録証(次項において「特定登録証」という。)を交付しなければならない。
- 6 前項の規定により特定登録証の交付を受けた特定登録者は、遅滞なく、現に交付を受けている介護福祉士登録証を厚生労働大臣に返還しなければならない。
- 7 前各項に規定するもののほか、特定登録者に係る研修その他前各項の規定の施行に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。
- 8 特定登録者に対する第6条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律第3条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法(次条第3項において「改正後の社会福祉士及び介護福祉士法」という。)附則第10条第1項の規定の適用については、同項中「介護福祉士」とあるのは、「介護福祉士(介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成23年法律第72号)附則第13条第1項に規定する特定登録者であつて、同条第3項に規定する指定研修課程を修了していないものを除く。)」とする。

* 指定研修課程 = 認定特定行為業務の研修カリキュラム

8. 現にたんの吸引等を行っているヘルパー等に対する対応策

【中間まとめ】

- その際、現在の実質的違法性阻却論による運用の下で行われていることができなくなるなど、不利益な変更が生じないように十分に配慮することが必要である。

第14条 この法律の施行の際現に介護の業務に従事する者であつて、この法律の施行の際新社会福祉士及び介護福祉士法附則第3条第1項に規定する特定行為(以下この項において「特定行為」という。)を適切に行うために必要な知識及び技能の修得を終えている者⁴⁾(この法律の施行の際現に特定行為を適切に行うために必要な知識及び技能を修得中であり、その修得をこの法律の施行後に終えた者を含む。)は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定行為ごとに新社会福祉士及び介護福祉士法附則第4条第2項に規定する喀痰吸引等研修の課程を修了した者と同等以上の知識及び技能を有する旨の都道府県知事の認定を受けることができる。

2 以下略

4) 違法性阻却論による運用の下で、適切にたんの吸引等を行えると認められたヘルパー等を指す。